

平成 21 年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査（注 1）

（1）模擬排水試料

項目：COD 等（COD、全窒素、硝酸性窒素）

分析方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検
定方法」（昭和 49 年環境庁告示 64 号）

選択理由：長期計画（注 2）に基づき実施する。

排水基準値（注 3）が設定され、検定方法も規定されている。

（2）廃棄物（ばいじん）試料

項目：重金属類（溶出試験：鉛、銅、カルシウム）

分析方法：「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）
及び JIS K0102

選択理由：昨年度の溶出液試料の調査結果を踏まえた追跡調査とする。

産業廃棄物に係る判定基準項目については、基準値が設定され、「産業廃棄
物に含まれる金属等の検定方法」が規定されている。

2. 高等精度管理調査（注 1）

（1）廃棄物（ばいじん）試料

項目：ダイオキシン類

分析方法：「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」

選択理由：長期計画（注 2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

特別管理廃棄物に関する基準が設定されている。

（2）模擬大気試料

項目：揮発性有機化合物（注 4）

・詳細項目（ベンゼン、1,3-ブタジエン、トリメチルベンゼン類（1,2,4-トリメチ
ルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン）、ジクロロジフルオロメタ
ン（CFC12））

・参照項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等、その他の項目）

分析方法：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁
告示第 4 号）に定める方法又は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平
成 20 年環境省水・大気環境局大気環境課）に定める「容器（キャニスター）採取-ガ
スクロマトグラフ質量分析法」

選択理由：長期計画（注 2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

有害大気汚染物質等として、物質によっては環境基準値又は指針値（優先取
組物質）が設定されている。

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に規定されている。

（注 1）「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が規定されている測定項目に対する調査、
「高等精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法が規定されていない（または規定されて間もない）
又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

（注 2）平成 18 年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査の
あり方について」による。

（注 3）硝酸性窒素については、排水基準の項目として「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化
合物及び硝酸化合物」となっている。

（注 4）参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。